

## 第2回杉並区自立支援センター設置に関する検討委員会

日 時：平成16年6月24日(木)午前10時～

場 所：杉並区役所 中棟4階 第1委員会室

### [議 題]

- 1 自立支援センターの現状について(資料2-1)
- 2 今後の区民への情報提供について(資料2-2)
- 3 用地選定、施設建設の留意点について(資料2-3)
- 4 施設の運営主体について(資料2-4)
- 5 設置後の施設と地域との関係、区の役割について(資料2-5)
- 6 その他

### [参考資料]

- 1 検討委員会設置に関する新聞掲載記事
- 2 既存の自立支援センター設置場所

### 自立支援センター利用実績

(単位：人)

	入所者累計 A	退所者累計 B	就職者実数 C (就職率 C/A)	就労自立者数 D (自立率 D / B)		就労自立 実績合計
				住宅確保	住込み等	
13～15年度 4施設実績	3,815	3,534	3,065 (80%)	1,124 (31%)	696 (20%)	1,820 (51%)
13～15年度 豊島寮実績	984	912	948 (96%)	372 (41%)	142 (15%)	514 (56%)
13～15年度 杉並区実績	135	124	128 (95%)	64 (51%)	17 (14%)	81 (65%)

### 平成15年度「自立支援センター豊島寮」で就労自立した杉並区利用者の属性

(平成15年4月～16年3月：全26人)

年 齢		相談経路		路上生活期間		退所後の住宅	
20代	4人	本人来所	12人	3ヶ月未満	15人	住宅確保	21人
30代	5人	支援団体から 勧められた	9人	3ヶ月以上 6ヶ月未満	7人	都営住宅 (23区)	2人 (2)
40代	4人	路上生活者 から聞いた	2人	6ヶ月以上 1年未満	2人	民間アパート (23区)	19人 (10)
50代	10人	チラシを見た	2人	1年以上	2人	(市部)	(5)
60代	3人	警察に勧められ た	1人	(最長路上期間4年)		住み込み	5人
(平均年齢46歳)						(23区)	(1)

## 15年度「自立支援センター豊島寮」杉並区利用者の就労自立状況

(平成15年4月～16年3月：全26人)

	年齢	相談経路	路上生活期間	路上生活に至った理由	前職業	退所後の職業	退所後の住宅
1	32	支援団体に勧められた	8日間	契約が切れて飯場を出た	土木作業 工場作業	パチンコ 店員	住込み (他県)
2	47	路上生活者から聞いた	3ヶ月	契約内容が違い自ら飯場を出た	土木作業 工場作業	ホテル 清掃	住込み (23区)
3	54	本人来所	10ヶ月	失職し簡易旅館に泊まれなくなった	自動車季節工 運送作業員	倉庫作業	都営住宅 (23区)
4	59	チラシを見た	1ヶ月	新聞拡張員の成績悪く寮を出た	スナック自営	学校施設 管理	都営住宅 (23区)
5	61	路上生活者から聞いた	3ヶ月	会社倒産、家賃払えず立退き	印刷会社	印刷会社	民間アパート (23区)
6	25	チラシを見た	2ヶ月	新聞拡張員の成績悪く寮を出た	新聞拡張員	梱包作業	民間アパート (他県)
7	39	支援団体に勧められた	1ヶ月	日雇作業の仕事なく飯場を出た	工務店自営	病院施設 管理	民間アパート (市部)
8	37	本人来所	1日	会社退職後、家賃払えず立退き	清掃業自営 運送会社	食料品の セールス	民間アパート (市部)
9	53	支援団体に勧められた	5ヶ月	新聞販売店解雇され、寮を出た	新聞販売店	新聞 販売店	住込み (他県)
10	53	本人来所	なし	失職後親族宅にいたが出てきた	公務員 セールスマン	運送会社 運転手	民間アパート (23区)
11	38	支援団体に勧められた	断続的に 1年	土木作業の仕事なく飯場を出た	リフォーム営業 土木作業員	プレス工	民間アパート (他県)
12	24	本人来所	5日間	就労先を解雇され寮を出た	営業員	金属加工	住込み (他県)
13	53	路上生活者から聞いた	4ヶ月	土木作業の仕事なく寮を出た	鉄筋工 土木作業員	警備員	民間アパート (他県)
14	51	支援団体に勧められた	3ヶ月	住込み就労先を退職し寮を出た	自衛隊 警備員	警備員	民間アパート (23区)
15	29	支援団体に勧められた	2ヶ月	いじめによる退職	工場労働者	建築内装	民間アパート (23区)
16	22	警察に勧められた	2ヶ月	同居の母の借金督促から逃れる為	美容師見習	コンビニ 店員	民間アパート (市部)

	年齢	相談経路	路上生活期間	路上生活に至った理由	前職業	退所後の職業	退所後の住宅
17	48	支援団体に勧められた	2ヶ月	自己都合退職、家賃払えず退去	居酒屋調理員	食堂調理員	民間アパート(市部)
18	32	支援団体に勧められた	2年7ヶ月	自己都合退職、家賃払えず退去	工場労働者	飲食店調理補助	民間アパート(23区)
19	52	本人来所	10日間	会社都合退職、家賃払えず退去	土木作業員	石材店作業員	民間アパート(23区)
20	40	本人来所	1年未満	借金、失職により家賃滞納し退去	団体職員 リフォーム営業	タクシー運転手	会社の寮(他県)
21	61	本人来所	7日間	自己都合退職、家賃払えず退去	タクシー運転手	タクシー運転手	民間アパート(23区)
22	47	本人来所	4ヶ月	会社都合退職、家賃払えず退去	工場労働者	工場労働者	民間アパート(23区)
23	66	本人来所	15日	失職により社宅を退去	住宅改修の営業	住宅リフォーム会社	民間アパート(他県)
24	53	本人来所	1年弱	失職により寮を退去	引越し手伝い	建設会社	民間アパート(23区)
25	55	本人来所	4年	自営業失敗し家賃滞納し退去	貸本業自営	八百屋店員	民間アパート(市部)
26	57	本人来所	1ヶ月未満	失職により寮を退去	建築現場作業員	廃棄物リサイクル	民間アパート(23区)

## 今後の区民への情報提供について(案)

自立支援センターの設置を円滑に進めるためには、路上生活者の現状や対策事業の必要性等を区民に的確に伝え、一緒に考えていくことが大切です。

今後、区では、都区共同の路上生活者対策事業の趣旨、自立支援センターの役割、必要性について区民の理解が得られるよう、広報紙等による提言素案の公表と区民意見の聴取をはじめ、関係団体と連携するなど、様々な機会を通じて積極的な情報提供の取り組みを行っていきます。

### 1. 「自立支援センター設置に関する検討委員会」の情報公開

会議録及び会議資料については、杉並区公式ホームページの「区政資料 会議録」に登載し、情報を公開する。

### 2. 広報・パブリシティ

広報については、提言素案公表時、用地決定時等に適宜行う。なお、提言素案については、ホームページにも登載し、区民意見を聴取する。

広 報	16年7月11日号	「区民参加の検討委員会を設置」(案)
	16年8月11日号	「提言素案について」(案)

パブリシティについても、広報と同様に適宜行う。

### 3. 関係団体等への説明

今後、周知・説明用のわかりやすいパンフレットを作成し、民生委員長協議会、町会連合会、商店会連合会、PTA協議会、支援団体等に説明を行う。

### 4. その他(支援団体による講座等)

16年4月24日	考えてみませんか? ホームレスの自立支援 ~ 映画「あしがらさん」の上映&トーク	主催: いんくるーしぶ杉並 後援: 杉並区
16年7月17日		
16年10月~11月	[講座テーマ] 路上生活者自立支援 全5回程度	すぎなみコミュニティカレッジ 企画・実施: 民間支援団体

### 参考 これまでの区民への情報提供

広 報	15年9月21日号	路上生活者(ホームレス)の自立支援に取り組んでいます
	16年3月1日号	都区共同で路上生活者の自立支援事業を推進
パブリシティ	16年5月31日	区民参加の「自立支援センター検討会」を設置 掲載状況: 6月4日毎日新聞、6月20日朝日新聞
関係団体説明	16年6月3日、4日	「民生委員・児童委員合同研修会」において、検討委員会の設置等について説明。

## 自立支援センター等の設置状況と設備について

### 1. 設置状況

設置順位等	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック	第5ブロック
第1順位 自立支援センター	新宿	台東	渋谷	豊島	墨田
開設年月	12年11月	12年11月	16年03月	13年04月	14年02月
定員	46人	87人	72人	70人	100人
用地等の状況	民間ビル	都有地 (建設局)	区有地	民間ビル	都有地 (財務局)
土地面積	—————	1,210㎡	473㎡	—————	1,900㎡
構造・延床面積	3階建ビルの一部 延床611㎡	プレハブ2階建 延床760㎡	プレハブ3階建 延床744㎡	7階建ビル 延床420㎡	プレハブ2階建 延床987㎡
運営法人	社会福祉法人 有隣協会	社会福祉法人 東京援護協会	社会福祉法人 有隣協会	中高年事業団 やまて企業組合	社会福祉法人 厚生会
経過等	民間が運営する 宿泊所の一部を 借上げて開設	都立公園駐車場の 一部に設置	国から区に譲渡 された道路予定 地に設置	民間が運営する 宿泊所を借上げ て開設	都から借用して いた土地の一部 に設置
第2順位 緊急一時保護センター	千代田	荒川	大田	板橋	江戸川
開設年月	住民説明中	建設準備中 16年度予定	13年11月	15年03月	16年03月
定員		82人(予定)	300人	100人	110人
用地等の状況		区有地	都有地 (福祉局)	都有地 (福祉局)	都有地 (下水道局)
土地面積		940㎡	7,289㎡	1,352㎡	2,253㎡
構造・延床面積		プレハブ2階建 延床850㎡	プレハブ4棟 延床2,111㎡	プレハブ2階建 延床997㎡	プレハブ2階建 延床1,100㎡
運営法人			社会福祉法人 有隣協会	社会福祉法人 東京援護協会	社会福祉法人 新栄会
経過等			福祉局の施設を 改修して設置	清掃事業所跡地 に設置	下水道局用地の 一部に設置

## 2. 自立支援センターの設備について

### (1) 基本的な設備構成

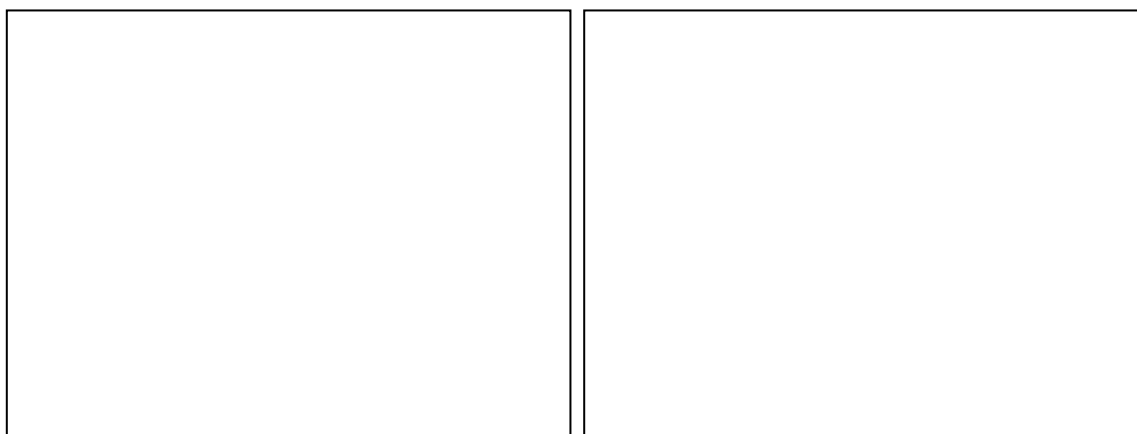
生活室（居室） 相談室 医務室 娯楽室 食堂 浴室 便所  
洗面所 事務室 会議室 宿直室 その他事業の実施に必要な設備

### (2) 生活室の状況

施設名	新宿寮	台東寮	渋谷寮	豊島寮	墨田寮
規模	3～4人部屋	7～10人部屋	10～16人部屋	各階16～18人	10人部屋
室数	14室	9室	6室	4フロア	10室

生活室の定員は、一人あたり3.3㎡を最低基準として定めている。

[写真：自立支援センター台東寮の外観と居室 東京都福祉局「ホームレス白書」より]



## 3. 設備に関する基準について(参考)

(社会福祉法に定める第二種社会福祉事業の「宿泊所」に関する東京都のガイドライン「宿泊所設置運営指導指針」(東京都福祉局、16年1月7日一部改正)より抜粋)

### 設備面に関する基準

- (1) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守すること。
- (2) 居室の床面積は収納設備等を除き、一人当たり3.3㎡を最低の基準とし、一人当たり4.95㎡以上となるよう居室の整備に努めること。
- (3) 居室はプライバシーが守られるよう、環境整備に配慮すること。
- (4) 個室の場合は、4.95㎡以上とし、硬質の壁で区切り、かつ、採光、照明、換気など独立した生活を営むためにふさわしい設備を整備すること。
- (5) 居室を地階に設けないこと。
- (6) 談話室、相談室を整備すること。相談室を談話室と兼用する場合はプライバシーが守られるよう配慮すること。
- (7) 食事を提供する場合は食堂を設置すること。
- (8) 浴室は定員に見合った広さを確保すること。洗面所、トイレは居室のある各階に定員に見合った数を設置すること。
- (9) 避難誘導灯・避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全を確保を図ること。  
また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

## 自立支援センター等運営法人の概要

自立支援センター等の運営法人は、特別区人事・厚生事務組合運営委託業者選定基準に基づき、都及び特別区により構成する路上生活者対策事業運営協議会が決定する。

<選定基準>

効率性 継続性・安定性 事業に対する理解と協力 サービスの質の確保 地域性

名 称	主な経営事業	設立・代表等
社会福祉法人 東京援護協会	社会福祉事業 ・知的障害者厚生施設、授産施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・自立支援センター（台東寮） ・緊急一時保護センター（板橋寮） その他	設 立 : 昭和27年5月 所在地 : 台東区東上野 代 表 : 山口 桂造
社会福祉法人 有隣協会	社会福祉事業 ・更生施設（さざなみ苑） ・宿泊所 ・自立支援センター（新宿寮、渋谷寮） ・緊急一時保護センター（大田寮） その他	設 立 : 昭和28年6月 所在地 : 大田区仲六郷 代 表 : 小又 平明
社会福祉法人 厚 生 会	社会福祉事業 ・都区別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・老人介護支援センター ・自立支援センター（墨田寮） その他	設 立 : 昭和27年5月 所在地 : 江戸川区南小岩 代 表 : 河嶋 昭
社会福祉法人 新 栄 会	社会福祉事業 ・宿泊所 ・保育所 ・老人介護支援センター ・緊急一時保護センター（江戸川寮） その他	設 立 : 昭和27年5月 所在地 : 新宿区百人町 代 表 : 磯部 庄三
中高年事業団 やまて企業組 合	公園緑地管理 ・道路公園等清掃 ・造園工事、一般土木工事 社会福祉事業 ・宿泊所 ・自立支援センター（豊島寮） その他	設 立 : 昭和60年8月 所在地 : 豊島区南池袋 代 表 : 城田 尚彦

社会福祉法人 社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、同法により設立が認められている特別法人。

企 業 組 合 中小企業等組合法に基づき、個人事業者や勤労者だった人などが事業を統合して設立する企業体。



## 自立支援センター連絡協議会の概要

自立支援センターの設置、運営にあたっては、地域住民の理解と協力が欠かせません。

そこで、地域の代表者と行政、施設運営者等で構成する「連絡協議会」を設置して連携を図り、地域の意見・要望を施設運営に反映するよう努めています。

### 連絡協議会の設置状況

名 称	協 議 会 設置年月	施 設 開設年月	委員構成	協 議 事 項
「自立支援センター 台東寮」 連絡協議会	12年7月	12年11月	地域：8人 行政：8人 議員：2人 施設：2人 合計：20人	(1) センター設置、管理・運営等に関する事 こと。 (2) 上野恩賜公園内等センター近隣のホームレス対策に関する事 こと。 (3) その他、協議会会長が必要と認めた事項。
「自立支援センター 墨田寮」 連絡協議会	13年9月	14年2月	地域：7人 行政：4人 施設：2人 合計：13人	(1) 墨田寮の管理・運営に関する事 こと。 (2) その他協議会が必要と認めた事項。
「自立支援センター 渋谷寮」 設置及び運営協議会	15年7月	16年3月	地域：15人 行政：5人 合計：20人	(1) 渋谷寮の設置・運営に関する事 こと。 住民説明段階（合意前）から協議会を設置。
渋谷荘連絡懇談会	16年4月	16年3月	地域：11人 施設：1人 合計：12人	(1) 渋谷荘の運営・地域との情報交換等に関する事 こと。